

研究機構・研究と報告 NO. 127

Jichiroren Institute of Local Government 2018・6・26

自治労連・地方自治問題研究機構:FAX: 03-5940-6472 <http://www.jilg.jp/>

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館3F

「堺市職員の政治的行為の制限に関する条例案」について、 堺市議会における晴山一穂参考人（専修大学名誉教授）の 発言と質疑

晴山 一穂（専修大学名誉教授）

2017年（平成29年）堺市議会第2回定例会において、堺市職員の政治的行為の制限に関する条例案が大阪維新の会の議員より提出されました。2018年2月16日、堺市議会総務財政委員会は同条例についての参考人質疑を行いました。参考人質疑では、自治労連・地方自治問題研究機構運営委員の晴山一穂氏（専修大学名誉教授）が参考人として発言し、地方公務員の政治活動の自由について意見を陳述しました。同条例案は市議会において反対多数で否決されました。

以下、堺市議会総務財政委員会議事録より、同条例案に関わる晴山氏の参考人発言と質疑に関わる箇所について、議事録より抜粋したものを掲載します。

◎晴山一穂 参考人 専修大学の晴山です。本日はこういう貴重な機会を与えていただきありがとうございます。私は行政法という法律の分野を専門にしておりまして、その中でも特に公務員に関する法的な問題、公務員法の分野に関心があって、これまで研究をしてきました。本日はその立場に立って、以下3つの視点から今回の条例案についての意見を述べさせていただきたいというふうに思っております。レジュメ、幸い事前に皆さん配られているということですので、これをずっと話していくと20分超えちゃう可能性がありますので、かいつまんで、要するにどういうことがポイントなのかということをお話できればということでお話をしたいと思います。

まず最初の視点は、立法の経緯という視点からというふうに書いてますけども、要するに地方公務員の政治的行為の制限が地公法36条で定められているわけですが、この規定が設けられるに至った経緯を踏まえておくことが今回の条例を考える場合に非常に重要だろうということで、ここは挙げております。

国公法含めてずっと経緯そこに挙げてるんですが、1947年5月、日本国憲法が施行されるということで、御承知のように日本国憲法では基本的人権の保障というのを憲法三原則の1つの柱として非常に高らかにうたい上げて、特にその中でも戦前、思想弾圧が横行したわけで、それに対する反省に立って、思想・良心の自由、19条ですけども、それとそれを外部に表現をするための表現の自由、21条というものを非常に重視した考え方に立っているわけです。

憲法が施行されてから数カ月後に国公法が制定をされるということになるわけですけども、国公法は憲法制定直後ほぼセットで制定されたということもあって、今述べた憲法の基本的人権の保障ということを踏まえて、公務員の人権保障についても非常に配慮した規定を置いていたわけです。

例えば労働基本権については、今は制限されてストライキも禁止されてるわけですけども、当時は制限規定が国公法にはなくて、民間労働者と同じように民間労働法制が適用されて、労働三権も原則的に保障されていたということになりますし、政治活動についても若干の禁止規定はあるんですけども、原則的には自由だということで、現在のような人事院規則による広範な規制や罰則規定も当時はなかったわけでありまして。

ところが、翌48年7月にマッカーサー書簡が出されまして、これに基づいて12月に国公法が大幅改正を受けるということになります。

御承知のように、マッカーサー書簡は当時、公務員の労働運動が非常に高揚した時期で、これに危機感を持ったマッカーサー、GHQが労働基本権の大幅な制限を日本政府に求めた書簡ということになるんですけども、改正された国家公務員法では労働基本権だけではなくて、政治活動についても大幅な制限が加えられるということになりました。

具体的には、現行の102条1項で人事院規則が定める政治的行為をしてはならないということ、ほぼ白紙に近い委任規定を置いて、それに違反した場合には3年以下の懲役100万円以下の罰金という重罰規定を新設をしたということになるわけです。そして、それを受けた翌年9月、人事院規則14-7が制定をされまして、ここでは、ごらんになればわかりますけども、8項目の非常に広い政治的目的というのを定めて、その目的を持って行う17項目の政治的行為、これが禁止をされるという構成をとっているわけですね。法律ではなくて人事院規則という行政機関の規則で、ほぼ全面的に近い規制が罰則つきでなされた。しかも、これは勤務時間の内外、職種、権限を問わない一律大幅

禁止で刑罰による裏づけを伴っているということで、余りに広範で重大な規制だということで、学説が非常に強い批判を加えます。

国立大学の教授連合が、これでは授業できないと、ちょっとでも政治にかかわることを話をすると、これにひっかかる可能性があるということで、学問の自由に反するという声明を上げたり非常に大きな反対の世論が巻き起こります。当の人事院も、この規則の制定に当たっては非常に困惑したわけですね。これはGHQの指示で逐一こういう規則をと、やられたわけですが、幾ら何でもそれは人事院も困惑をしたけども、結局押し切られる形で14-7は制定されたという経緯をたどっています。

そうした一連の経緯があって、国公法制定から3年ちょっとたってようやく地公法が制定をされるということになりますが、36条は御承知のように国家公務員の場合とは大幅な違いが見られます。

4点ほどそこを挙げてます。政治的目的、政治的行為、いずれの点でも人事院規則よりもはるかに限定されて規制が緩やかで罰則がない。それから区域外の政治的行為は原則として自由である。それから規制をプラスするときは行政立法、長の規則とか人事委員会の規則ではなくて議会制定法である条例でやるというふうに大幅な国公法との違いが出てくるわけです。

同じ公務員法なのに、なぜこれほどの違いが出てきているかということの背景としては、先ほども言いましたように、改正国公法102条に対する非常に強い学説世論の批判があって、実際国公法も問題が大きいということで適用自体がほとんどない、適用が抑制されるというふうな状況があって、地公法ではこういう緩和された形での条文ができ上がったということになります。

実際、条例が制定されている立法例、これは統計がないので余り正確じゃないんですが、私が調べた限りで、本当、地公法が制定されたときに数件あることで、ほとんどないと言ってもよかったです。それが最近になって大阪市、大阪府で制定をされたということで非常に大きな議論になったというのは御承知のとおりであります。

以上の立法の経緯から見まして、条例で新たに現行規定以上の規制を政治的行為を定めるという場合には、それを根拠づけるためのよほど強い現実的な必要性、いわゆる立法事実というもの、それから住民や職員自身が納得できる合理的な理由が求められるということが言えるだろうというふうに思います。

それから2点目が、判例の流れから今回の条例案をどう見たらいいかということなんですが、地方公務員が政治的行為をして懲戒処分を受けたりして裁判になった事例は、ほとんどないんじゃないかというふうに思いますが、これまで専ら議論の対象とされてきたのは、国家公務員の刑事事件なわけですね。有名な猿払判決というのがこれまでずっとあったわけですが、最近になっ

て、これを大幅に転換するような堀越判決というのが出されて判例が展開をしておりますので、その点を押さえて今回の条例案というのをどう見たらいいかという視点が非常に重要になってくるわけです。

猿払判決は、郵便局の職員が労働組合活動の一環として特定政党の候補者の衆議院選挙用ポスターを公園の掲示板に掲示したと、数枚だったと思いますけど、が国公法違反として起訴されたという事件なんですが、最高裁はまず現行の規定が違憲じゃないかということに対して、行政の中立的運営とそれに対する国民の信頼の保護という観点からすれば、公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむを得ない限度にとどまる限り合憲だという立場を打ち出した上で、この猿払案件の最大の特徴は、その際、職種とか権限、勤務時間の内外を問わない一律の禁止なんだと、現行法は、そう解した上でもそれは合憲であって、したがって、それに違反する被告人の行為は有罪だという判断を下します。

これに対して憲法学者からも集中的な批判が向けられて、恐らく憲法学者で猿払案件を支持する人は本当数名、数えるぐらいだと思うんですが、憲法学会で非常に批判が強いということで、それ以降、実際に起訴された例はなかったわけです。それが40年ぶりに起訴されたのが、この堀越事件ということで、これは旧社会保険庁の非管理職の職員が勤務時間外に政党機関紙を住宅に各戸配布したという行為が起訴されたという事件で、ここで最高裁は猿払判決とは相当違った判断を打ち出すということになります。

①から③で挙げてます。

まず一番基礎に置かれているのは、公務員の政治活動の自由というのは憲法上いかに重要かということで、そこにあるように国民は表現の自由というのが保障されており、この精神的自由は立憲民主制の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義社会を基礎づける重要な権利であることに鑑みると、公務員に対する政治的行為の禁止は国民としての政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度にその範囲を画されるべきであるということで、公務員の政治活動の自由というものの憲法上の重要性をまず打ち出して、そうすると禁止されるべき政治的行為等をどう捉えるのかということについて、公務員の職務の遂行の中立性を損なうおそれが観念的なものにとどまらず現実的に起こり得るものとして実質的に認められるものに限られるべきだという限定解釈を加えるわけです。

そして3つ目として、じゃあこのおそれの有無の判断基準として、当該公務員の地位、その職務の内容や権限等、当該公務員がした行為の性質、態様、目的、内容等の諸般の事情を総合して判断するのが相当であるということ判断基準として挙げた上で、本件では、社会保険庁の非管理職の職員が勤務時間外

に政党機関紙を配布したということは職務の遂行の政治的中立性を損なう実質的なおそれはないということで無罪としたわけであります。

この猿払判決と堀越判決の2つの関係については憲法学でいろいろ議論がされております。明確な判例変更するというふうに言ってませんので、判例変更なのかどうかということで議論はあるんですが、少なくとも現在の最高裁の立場が猿払ではなくて堀越判決にある、これはもう言うまでもないことなわけです。そして、堀越判決は直接的には国家公務員の政治的行為に関する刑事事件に関する判断ということにはなるんですが、その基本的な考え方ですね、①、②、③に述べたこと自体は地方公務員についても妥当するということになりますので、この点を条例で地方公務員に政治的行為を新たに設ける場合にはこの点を十分に配慮する必要があります。

地公法36条5項は職員の政治的中立性を保障するというふうにはなっているんですが、これは職員の個人の政治的中立ではなくて、職員の職務遂行の政治的中立性という意味に解すべきであるということに堀越判決からすればなるわけですね。したがって、制限が許されるのも職員の職務遂行の政治的中立性を実質的に損なうおそれがある行為に限られるべきだということになるわけで、以上の点から見ますと、条例案の中身は実質的に損なうおそれがあるというふうにはちょっと見られないのではないかとというふうに私自身は思いますので、最高裁の判決の見解、立場に反するおそれが否定できないのではないかとということであります。

そして最後に日本国憲法の視点からということで、これが一番重要なんですけども、ちょっともう時間ですので、ここで一言だけ、日本国憲法の基本的人権を非常に重視しているというのは先ほども言いましたけども、公務員も国民の基本的人権という国民に全て制限なしに入ってるということなんです。基本的人権の条文の中に公務員が公務員であるがゆえに制限されるというふうには受けとめられる趣旨の規定というのではないわけですので、国民に保障された基本的人権という、国民にはもう制限なしに公務員も含まれるということになるわけです。この点を押さえておくことが大事で、そしてじゃあもう100%自由かということではなくて、いろんな理由で制限は入るわけです。その制限は公務員という身分を持つてからではなくて、政治的行為であれば、職務遂行の政治的中立性を損なってはだめだから一定の政治的行為の制限がされるんですよということになりますし、労働基本権であれば、国民生活に具体的な影響を及ぼすおそれが大きい場合は制限もやむを得ない、そういうことで、公務員だから制限されていいということは日本国憲法では一切ないわけなんです。

その点を十分踏まえて考えますと、今回の条例案については、よほどそうしなければ本当に職務遂行の中立性が政治的中立が損なわれるんだという重大な

現実的なおそれとか、あるいはもう既にそういうことが出ていくかという立法事実がない限りは、やっぱり違憲の疑いを否定できないのではないかとというふうに私は考えます。

以上3点から見て、いずれの観点から見ても、やはり条例案の内容にはいろいろ問題があるので、その点は慎重に議論をする必要があるのではないかとというふうに思います。審議の参考にしていただければというふうに思います。

◆ 淵上 委員 淵上と申します。晴山先生、本日はどうもありがとうございました。大変網羅的にわかりやすく御解説いただきましたので、私自身7問通告しておりましたが、具体的事例ということで1問だけ絞って質問させていただきたいと思います。

こちら、この号ではございませんが、堺市職労ニュースということで、今回立法事実当たるかどうかで議会でも随分と議論になった堺市職員労働組合の機関紙、組合ニュースでございます。

ここに、例えば都構想反対であるとか、竹山市政の評価がどうであるとか、維新政治による公務員労働組合の権利侵害の実態など、政治的ともとられる紙面が書かれ、それが出勤時間帯に庁舎入り口で配布をされておりました。当然その時間帯というのは市の職員、労働組合の組合員だけではなくて、早目に来庁した市民の手に渡る可能性は否定できない状況でありました。そしてそれを配っておりましたのが市の職員でもある労働組合の組合役員でございました。

こうした具体的な行為を御確認いただいた上で、これが先生のおっしゃる強度の現実的必要性、この条例の立法事実となるのかどうか、御見解をお示ください

◎ 晴山一穂 参考人 私、そのニュース自体は見てないんですけども、あらかじめ送っていただいたこの質問項目で、そういうことが書かれている組合ニュースが配布されてるということなので、そういうことだろうなと思ってこれを見ましたけども、私はこれは組合活動としては問題がないもので、ましてや地公法36条2項に禁じる政治的行為に当たるというふうには思いません。

労働組合が政治的な課題を取り上げることができるのかどうかということが前から議論があるわけですが、これについては主たる目的が労働条件の維持、改善をめざすというふうに、これは労組法の規定があるわけで、公務員の労働組合職員団体にもそれが妥当するというふうに考えられているんですが、主たる目的として勤務条件、労働条件にかかわることをやっていけば、それ以外に付随的にいろんな課題を取り上げることが、これは問題ないというのが一致した見解なんですね。これは民間でもそうですし、公務員でもそうだという

ことで、その中に政治的な課題が入るということもこれはもう一致して認められていますので、その観点からすると、都構想反対とか市政の評価、公務員労働組合の権利侵害がこの辺になるともう政治的課題というよりは労働組合の課題そのものと言っていいんじゃないかと思うんですね、労働条件にもかかわってきますので。

本当の純政治的課題というのは、例えば安保条約反対だとかなんとかというのも許されるのかというふうな議論もあるんですが、それも従たる目的であれば許されるというふうに解されていますので、ここに掲げられているようなものを組合が課題に掲げて、それを配布したり、勤務時間内だと問題なんです、勤務時間外に配布をするということは、もう正当な組合活動の一環として問題ないというふうに私は思います。

◆池田 委員 ありがとうございます。先生のお話、地方にそこは委ねてるということだと思います。

2の判例の流れの視点からということで、最終的に先生の御見解もあります。

3の日本国憲法の視点からということで、条例を制定することになれば、違憲の疑いを否定できないと。これ、立法事実がないままという前提での記述であります。

だとすると、既に大阪府・市で制定されているものも違憲だという御解釈になるのではないかなと思うんですが、我々はあれが制定されてから、先生、大阪の事情をどこまで御存じかわからないんですけど、大阪には大阪の特殊な事情がこれまで政治事情がございまして、話せば長いので簡略にしますと、いろいろこの条例の提案に至った特に大阪市においては、行政、組合またその応援をする対象の首長ですね、市長との関係性に市民も含めてかなり大きな問題提起がされたときがありました。現在は条例制定後、特に問題は起きてはおりません。

先ほどの先生のお話もございました。今地方自治の推進ということに関しては、地方分権、この堺においても政令指定都市ということで役割はどんどんどんどん増大をしております。国が担ってきた、かつては機関委任事務が多々多くあったと思うんですが、政令指定都市ということもありまして、国で担ってきた機能を本市でさまざま担ってきているというのが現状です。その中で、我々は学者と違いますので、大阪の政治情勢を鑑みて今回、国と同程度のルール整備が必要であるというように思いました。

先ほど先生、民間の例えのお話もありましたんですけど、民間で例えますと、従業員が自分とこの社長をあらぬところで応援してやるというようなことは私はないと思っておりまして、いろいろそういう大阪での特殊事情があったとい

う前提で今回この制定をしたという経緯の中で、1点だけ先生、これ人事院規則の中で定められている項目ですけど、政治目的のために職名、職権またはその他の公私の影響力、これを利用すること、これは本市含めての職員、地方公務員で行うことについての先生、御意見はいかがでしょう、お考えいかがでしょう。

◎晴山一穂 参考人 それはやはり問題だろうと思うんですね。職務権限を誇示して、それによって一定の政治的な方向に持っていくということが現実的に行われたとすれば、それはやっぱり問題だろうと思います。

◆池田 委員 ということは、先生はそもそも人事院規則そのものは、これは国家公務員において必要だと思われませんか。

◎晴山一穂 参考人 人事院規則14-7ですね、これは先ほども言いましたように、私は問題だというふうに思います。必要ないと思います。

1つは、人事院規則でそれを定めてるということの問題が憲法上ありまして、先ほど言ったように長の場合は条例、選挙人の場合は人事院規則という独立中立機関ではあるんですが、国会ではなくて行政機関の規則で政治活動を規制するというのは問題だということが1つと、もう一つは、17項目挙げられていますので、この全てがどうかというのは一つ一つについて検討しなきゃいけないわけなんですけども、この多くがやっぱり憲法21条の関係で国家公務員の政治的な自由を制限するものだというその2つの点から、私は現行の規定の仕方は違憲だというふうに私は思ってます。

その中で、どうしても本当に必要なものがあるのであれば、一つ一つ吟味した上で、それは人事院規則ではなくて立法、法律で明確に要件も定めてやるべきだろうというふうに思ってます。

◆池田 委員 先生、済みません。うちの条例についてではなくて、人事院規則14-7そのものですね、その必要性についてなんですが。

◎晴山一穂 参考人 そのつもりで言ってました。ちょっと誤解されたかもしれない、人事院規則の14-7の話です、私が今言ったのは、必要ないというか。

◆池田 委員 ちょっと整理したいんですけど、先ほど私、先生に御質問させていただきましたのは、人事院規則に定められている政治目的のために、

これ今から言うことが項目でありまして、職名、職権またはその他の公私の影響力を利用することについての規定があるんですね。これを私は例えて本市の堺市の職員が行うことに関しての先生の御見解を伺いましたら、それは問題であるとおっしゃってたんですが、2点ちょっと矛盾してるんじゃないかなと思うのは、まず人事院規則が先生は問題があるとおっしゃっているのと同時に、堺市でそれが地方公務員がその行為を行うことに関しても先生は問題というふうに先ほどおっしゃったように私は解釈したんですけど、その辺ちょっと整理して御見解を再度お聞きいたします。

◎晴山一穂 参考人 人事院規則は17項目ありますので、一つ一つについて吟味する必要はあると思うんですが、これを人事院規則という行政立法に言われているということが1つは問題だということと、その中の相当部分が公務員の政治活動の自由、憲法21条の表現の自由を制約するもので違憲ではないかというふうに思います。それは人事院規則14-7については私の基本的な立場なんですけど、ただその中で今言われた公務員としての条例案だとどこになりますかね、公私の影響力を行使すること、これはやっぱり問題だろうと思うんですよ。

ですから、国の場合でも人事院規則ではなくて本当に法律としてそれを制定するというのであれば、それは必要ではないかというふうに思います。その点ですから、そう矛盾してはいないと、ちょっと表現が悪かったかもしれせんけども。

◆池田 委員 包括的に人事院規則14-7というよりも、この項目、先ほどの公私の影響力等その項目については問題であるというそういうふうに解釈しました。

先生、人事院規則14-7、問題があるとおっしゃってるんですけど、これ最高裁判決出ても何も改正も加えられておりませんし、現行それで続けられている現状がありますね。つまりは合憲であると私どもはそう判断しております、先ほどの先生の御見解の立法の経緯の視点の中の地方公務員法が制定されたことに関しての36条の規制の追加を行政立法ではなくて条例に委任をすると、地方の特性とか地方の事情に合わせるという解釈ですね。そういった事情から考えますと、国でも合憲であるということですし、そういう特殊な事情がある背景の中で私どもは地方も合憲であると思っております、以上でございます。

◆城 委員 先生、きょうはありがとうございます。私のほうから5項目に

についての質問をあらかじめ提出をいたしておりますけれども、基本的に全て先ほどの先生の話でお答えいただいたというふうに思います。

1項目めについて、これは国家公務員法第102条1項による人事院規則の14-7に規定されている。本条例は、その禁止規定の17項目のうち10項目を記載されているというね、この点、先ほども明確に国家公務員法上の規則で定められているという点についての問題点も指摘をされて、必要ないというところまで発言をされておられるという点でいえば、当然これの同様の内容を条例に盛り込むというのは、これはもうふさわしくないというふうに考えるところでございます。

堀越事件についての評価についてもお聞きの対象になってましたけれども、これも明確に回答いただいております。

それともう1点につきましては、公務員であっても基本的人権、憲法第11条、97条、これは擁護されるべきというこの点についてもお答えいただいた、基本的人権ですね。それと憲法第19条、21条、これでいえばそこに抵触するのではないか、おそれがあるという点でもお答えいただいたとおりにかなというふうに私どもも考えているところです。

その中で、国家公務員法の規則に基づいて地方自治体は条例化をするというこの点について先生が述べられておられました、この36条2項5号の条例の立法例は極めてまれというね、ほとんどないという、これも私もそのように思っておりますし、数十年前にできたところも、実際にそのような立法事実は存在しないということから条例を廃止したというところもあるというふうにも聞いております。

そういうところからすれば、先ほどの労働組合の機関紙等の立法事実、これもあり得ないというふうに私は思っておりますし、そういう以外のものにつきましても、堺市ではこれに立法事実としてこうした抵触するような事実はこれまでは皆無というようなことも報告をされておりますし、全国的にどの自治体でもそういう事例はないという状況からすれば、先生が言われているような相当強度な根拠づけるための、この規制を設けるには、それを根拠づけるための強度の現実的必要性、立法事実と住民、職員の納得ができる合理性が求められるという点でいえば、これでいえばほとんどそういう点でいえば、立法事実というのはあり得ないと言うたらいけませんけども、起こり得る可能性はもう極めて極めてまれというふうに感じるわけです。その点は先生どのお考えでしょう。

◎晴山一穂 参考人 私も何度か先ほど述べましたように、事の基本はやっぱり表現の自由の制限という憲法上の最も重要な権利の制約にかかわる問題だ

というのが最も基本だと思っております。そうであるがゆえに、それを規制するときは本当に必要最小限度の制約にとどめるべきだし、規制の必要性については、それを規制しなければ重大な支障があるという立法事実が必要だということが求められるのではないかということを一貫して述べたつもりであります。

その点から、大阪市・府で条例化したときには、私もちょっと関心があったものですから、いろいろ調べたりして、先ほどちょっと言われた大阪市の特殊な事情、状況等もあってということと言われたんですけども、事がやっぱり公務員の人権にかかわる非常にセンシティブな問題なので、地方の特殊性というふうなことでそれに制約を加えるには、よほどの立法事実と合理性がないと、条例で自主立法権だから地方自治の観点からできるということではやっぱりないんだらうというふうに思うんですね。国の場合よりは確かに条例で規定できるというところで自主権への配慮は見られる。その点では国の場合よりも評価できるという点は言えるんですが、じゃあ条例だから、自主立法だから何でもできるかというのと、これはもちろんそうではないわけで、事の本質は、やっぱり当の地方公共団体の職員の政治的な自由、表現の自由の規制にかかわることだということが本質なので、そこの点は、やはりよほど慎重に考えていく必要があるのではないかなというのが私の言いたかった趣旨であります。

議員提出議案第23号

堺市職員の政治的行為の制限に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、職員に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障するとともに、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的とする。

（政治的行為の制限）

第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第36条の規定の適用を受ける職員に限る。以下同じ。）は、法第36条第2項第5号の条例で定める政治的行為として次の各号に掲げる政治的行為をしてはならない。

- (1) 政治的目的のために職名、職権その他公私の影響力を利用すること。
- (2) 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費その他の金品を国家公務員又は職員に与え、

又は支払うこと。

- (3) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し、又はこれらの行為を援助すること。
- (4) 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。
- (5) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

(6) 政治的目的を有する署名若しくは無署名の文書、図画、音盤若しくは形象を発行し、回覧に供し、掲示し、配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること。

(7) 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。

(8) 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、襟章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること。

(9) 政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。

(10) いかなる名義又は形式をもってするかを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

(本市の区域外から行う政治的行為)

第3条 職員が法第36条第2項第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる政治的行為を、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により、本市の区域（当該職員が区に勤務する者であるときは、当該区の所管区域。以下同じ。）外から本市の区域内に宛てて行った場合は、当該政治的行為は本市の区域内において行われたものとみなす。

(懲戒処分等)

第4条 任命権者は、職員が法第36条第1項から第3項までの規定に違反して政治的行為を行った場合は、法第29条の規定により、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

2 任命権者は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員が同法第18条第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員法（昭和22年法律第120号）第102条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合は、法第29条の規定により、当該教育公務員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。